

函南小学校いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「函南小学校いじめ防止基本方針」は、平成29年3月改訂の「いじめ防止対策推進法」及び、平成30年5月改訂の「函南町いじめ防止等のための基本的な方針」を基に、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

I 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。

「いじめをなくしたい」この思いは、子ども、保護者、教職員だけでなく、地域住民などすべての人の願いである。しかし、「いじめは、どの子どもにも、どこでも、起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心した学校生活を送ることができることを願い、「函南小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめの定義

いじめとは、

「児童生徒に対して、該当児童が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

2 いじめの理解

- 1) いじめは目に見えにくいもの
- 2) いじめは、人に相談しにくいもの
- 3) いじめは、いつでもどこでも、誰にでも起こりうるもの
- 4) いじめの様態は、ひやかしやからかい犯罪に当たるものまで多種・多様なもの
- 5) いじめられる側とそれ以外の者(傍観者)の認識が違っていることがあるもの
- 6) いじめは複雑化・深刻化すると人の命にかかわるもの

3 いじめの種類

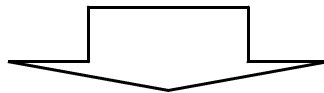
- 1) 【ことば】・・・冷やかし・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- 2) 【仲間はずし】・・・仲間はずれ、集団による無視
- 3) 【軽度暴力】・・・軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 4) 【暴力】・・・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5) 【恐喝】・・・金品をたかられる
- 6) 【悪戯・盗難・損壊】・・・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7) 【脅迫・侮辱・強要】・・・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8) 【誹謗中傷・個人情報漏洩・名誉毀損】・・・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

II 基本的な考え方

1 学校におけるいじめの未然防止

函南町（地域の子どもは地域で育てる・・・人間関係づくりを重視）

- ① 自尊感情の育成・・・見守りと様々な体験から自立へと
- ② 規範意識の育成・・・地域住民が連携し、暖かさと厳しさを
- ③ 人権感覚の育成・・・互いに尊重し合える社会



本校（主体的に学び ともに 目標や夢に向かう子の育成）

- ① 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり
- ② 「規範意識」の向上、「自己指導能力」の育成
- ③ 「わかる授業づくり」、学習の「基礎基本の定着」
- ④ 「生命尊重」「人権教育」「情報教育」の充実
- ⑤ 「体験活動」「外部人材」の積極的活用

2 いじめの早期発見・早期対応

1) 早期発見

①校内連携体制の充実

- ・小さなサインを見逃さないきめ細かい情報交換
- ・SC、SSW、支援員等との協力体制の整備
- ・全職員での情報把握

②共感的な人間関係の醸成（子どもや保護者から情報が入りやすい環境づくり）

- ・子どもの立場に立った人間味ある温かい指導
- ・子ども一人ひとりとのふれあい
- ・互いの良さや存在を認め合う指導

③アンケートや教育相談等の定期的実施と保護者との連携

- ・いじめアンケート調査 年2回
- ・教育相談 年2回
- ・保護者面談 年2回
- ・QUの実施と活用

2) 早期対応（対応は迅速に、抱え込まずに）

- ①情報のキャッチ・・・5 W 1 H が時系列になるよう複数教員による確認
- ②管理職への報告・・・報告の最優先及び、情報提供者への配慮
- ③対応体制の確立・・・校長を中核に、事実関係把握の手順・役割分担
- ④事実関係の把握・・・被害者・加害者・関係者（傍観・観衆）の同時個別聴取
- ⑤対応方針の決定・・・被害者の安全を最優先にした対応策を全職員に周知
- ⑥確かな初動対応・・・迅速対応・保護者への状況報告・家庭訪問等

3 いじめの防止等の対策のための組織

1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

構成メンバー：校長・教頭・教務・生徒指導主任・学年主任・関係担任・養護教諭
(必要に応じて SC)

- ①校長・・・方針の明確化、組織の活性化、校内研修の充実
- ②教頭・・・保護者面接、外部機関・SCとの連携、マスコミ対応
- ③教務・・・記録
- ④生徒指導・・・情報の集約、指導・支援の指示、事情聴取、保護者面接
- ⑤担任・・・早期発見・事実確認、管理職への報告、保護者対応等
- ⑥養護教諭・・・生徒来室状況等の情報提供、欠席状況の把握
- ⑦SC・・・必要に応じて加害・被害児童へのカウンセリング、対応への助言

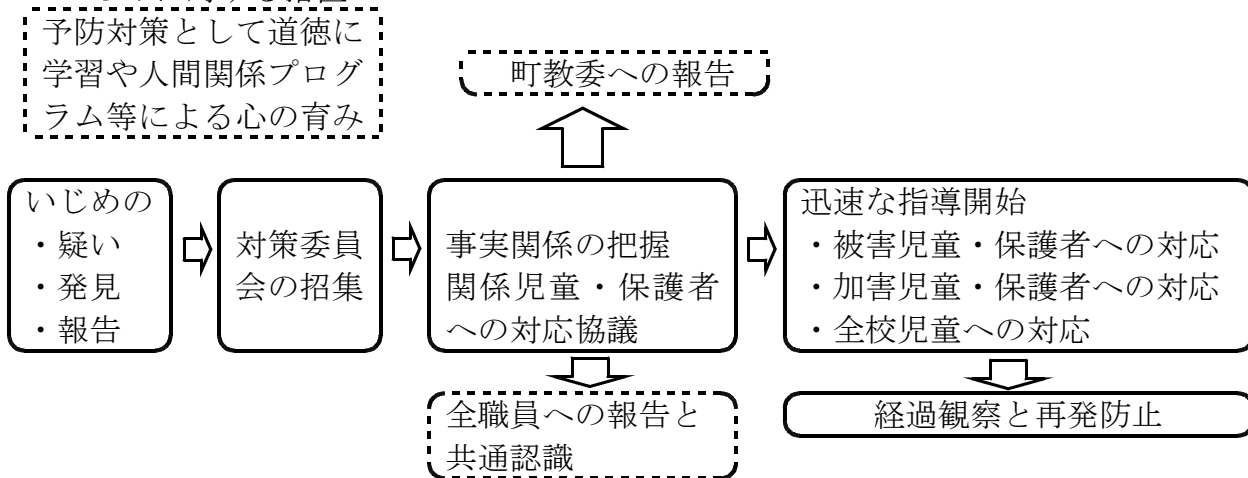
2) 委員会の役割

- ①本校で生じたいじめ問題への対応協議
- ②本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、保護者へのいじめ防止啓発等に関すること
- ③児童の日常生活を全校体制で取り組むことによる「いじめの芽」の早期発見

3) 校内研修の計画・実施

教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題を定期的に研修に位置づける

4 いじめに対する措置

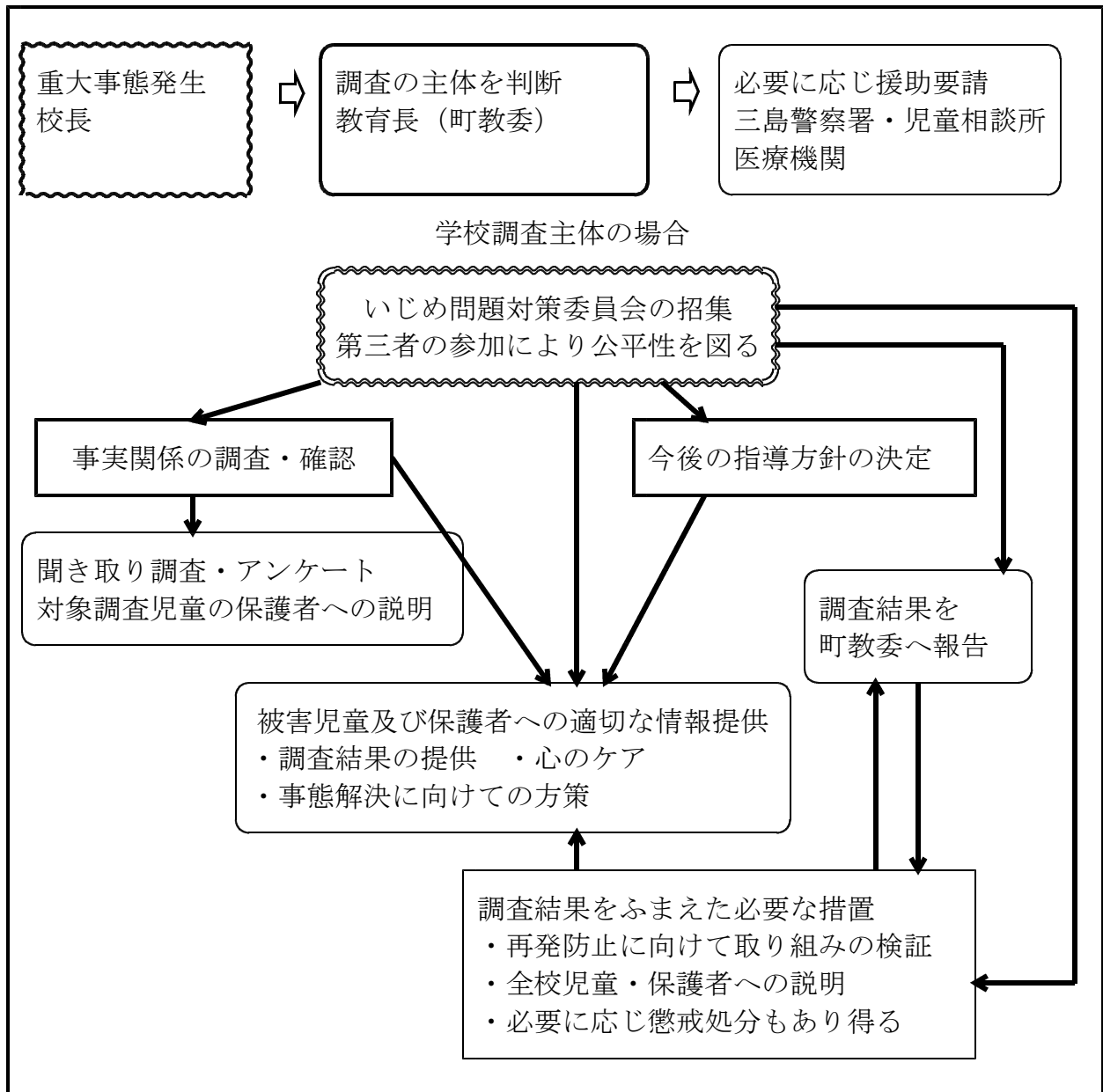


5 重大事態への対応

1) 重大事態とは

- ア) 児童の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき
- イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席しているとき
- ウ) 子どもや保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

2) 対応フロー図



6 学校評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）の中に取り扱い評価する

- ・いじめの早期発見の取り組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること